

高知県貨客混載推進検討会 全体会

次 第

日時：平成 29 年 11 月 30 日(木) 13 時 30 分～

場所：高知会館 3 階「平安」

開 会

1 主催者あいさつ

高知県中山間振興・交通部長

2 出席者紹介

3 説明・協議事項

- (1) 本県における中山間地域の現状と対策について
- (2) 貨客混載に係る規制緩和の動きについて
- (3) 本県で取り組む貨客混載の目指す方向性について
- (4) 今年度に検討を進める地域について
- (5) 今後の進め方とスケジュールについて

4 連絡事項

閉 会

<配布資料>

資料 1 「高知県貨客混載推進検討会 全体会 資料」

資料 2 「H29 年度 貨客混載推進検討地域」

委員提出資料 「愛媛県内の自転車旅に新たな手ぶら観光サービス「バスパ」を開始」ほか（佐川急便株式会社四国支店 提出）

「高知県貨客混載推進検討会 全体会」 委員等 名簿

【構成員】

団体名	委員	代理出席者
佐川急便株式会社 四国支店	支店長 大澤 通隆	—
日本郵便株式会社 四国支社	郵便・オペレーション部長 久竹 敦夫	(欠席)
ヤマト運輸株式会社 高知主管支店	主管支店長 兼平 貴寛	—
安芸市	総務課長 植野 浩二	企画調整課長 野川 哲男
大川村	むらづくり推進課長 明坂 健喜	—
梶原町	総務課長 二宮 健志	企画財政課 まち・ひと・しごと 創生総合戦略推進室長 山本 和正
三原村	産業建設課長補佐 阿部 あけみ	—
高知県	中山間振興・交通部副部長 中村 剛	(欠席)
	中山間振興・交通部中山間地域対策課長 大崎 和幸	—

【オブザーバー】

団体名	職 氏名
四国運輸局	交通政策部 交通企画課長 小川 剛史
	高知運輸支局 首席運輸企画専門官 廣田 敦

【事務局等】

団体名	職 氏名
高知県 中山間振興・交通部 交通運輸政策課	課長 濱田 憲司
	チーフ(地域交通担当) 堅田 俊宏
高知県 中山間振興・交通部 中山間地域対策課	課長補佐兼チーフ 山崎 昌宏
	主幹 武本 多喜雄
	主事 高尾 亮次
えこ・まち研究室	代表 土居 貴之

高知県貨客混載推進検討会 会則

(名称)

第1条 本会は、高知県貨客混載推進検討会（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、地域の実情に合った多様で効率的な人流・物流のネットワークを構築するために、貨客混載の規制緩和を活かした取り組みを検討、推進することを目的とする。

(検討会の構成員)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうち、前条の目的に賛同する団体で構成する。平成29年度の構成員は、別記に掲げる団体及び高知県とする。

- (1) 貨物事業者
- (2) 旅客事業者
- (3) 市町村
- (4) 集落活動センター、特定非営利活動法人などの当該地域で活動する団体
- (5) その他、前条の目的に賛同する者

2 前条の目的を達するために必要と認められる場合は、構成員を追加することができる。

(検討会の会議)

第4条 検討会の会議は、全体会及び地域部会とする。

(全体会)

第5条 全体会は、構成員全体での協議や情報共有が必要な事項がある場合に開催し、高知県が主宰する。

(地域部会)

第6条 地域部会は、貨客混載の取り組みを検討しようとする地域ごとに設置し、高知県が主宰する。

2 地域部会は、当該地域において次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 貨客混載を推進するために必要となる事項の調査
- (2) 貨客混載を推進するための方法の検討
- (3) 貨客混載に係る事業スキーム案の取りまとめ
- (4) その他、貨客混載を推進するための必要と認められる事項

3 地域部会の設置期間は、設置の日から設置の日の属する年度の3月31日までとする。但し、地域部会が必要と認める場合は、設置の期間を延長することができる。

(委員)

第7条 全体会及び地域部会において協議を行うため、各々の会議に委員を置く。

2 全体会の委員は、構成員ごとに、その代表者が指名する者をもって充てる。

3 地域部会の委員は、地域ごとに、本会の構成員が推薦する第3条第1項各号の団体の代表者が指名する者をもって充てる。

(オブザーバー)

第8条 全体会及び地域部会において、専門的な立場からの助言を得るために、次に掲げる者をオブザーバーとすることができる。

(1) 四国運輸局

(2) その他、特に知事が必要と認める者

(事務局等)

第9条 検討会の会議を進行するため、全体会及び地域部会に座長を置くこととし、高知県の委員をもって充てる。

2 検討会の事務を処理するため、高知県中山間振興・交通部中山間地域対策課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、高知県において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成29年11月27日から施行する。

(地域部会の設置日)

2 地域部会は、初回の会議の開催日を設置の日とする。

〔別記〕

佐川急便株式会社 四国支店
日本郵便株式会社 四国支社
ヤマト運輸株式会社 高知主管支店
安芸市
大川村
梶原町
三原村